

(牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査)

審 査 メ モ

《牛乳乳製品統計調査関係》

1 未諮問基幹統計としての確認事項

牛乳乳製品統計調査（以下この節及び次節において「本調査」という。）については、これまで統計委員会に諮問されていないことから、以下のような品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について確認する必要がある。

(未諮問基幹統計としての確認について)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（未諮問基幹統計）については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認することとされている。

本調査は、旧統計法下における統計審議会答申「諮問第310号の答申 牛乳乳製品統計調査の改正について」（平成18年8月4日付け統審議第7号。以下「前回答申」という。）以降、これまで統計委員会に諮問されておらず、調査計画の内容が社会経済情勢の変化、統計ニーズに的確に対応したものとなっているか確認する必要がある。

未諮問基幹統計については、平成26年度から毎年度、対象となる統計を定めて計画的に統計委員会において確認が行われているところであり、確認に当たっては、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」（平成26年10月20日統計委員会基本計画部会決定）に基づき、①公的統計の品質評価の要素、②基幹統計の法定要件の2つの視点から確認を行うこととされている（別添1〔31ページ^(※)〕参照）。※本審査メモのページ数。以下同じ。

本調査についても、未諮問基幹統計に該当することを踏まえ、今回の部会審議の機会を捉え、上記取組方針に掲げられる確認の視点に照らし、以下の点について確認することが必要である。

(確認事項)

- 1 本調査の行政施策上の具体的な利活用状況はどのようになっているか。また、行政施策以外での利活用状況はどうか。さらに、本調査結果の更なる有効活用が図られるような取組を行っているか（例えば、調査結果の利用可能性を高めるため、統計ニーズの積極的な把握や、調査結果の具体的な利活用例に係る情報提供の充実化といった取組の状況等）。
- 2 本調査のうち、毎年実施する基礎調査票による調査（以下この節及び次節において「基礎調査」という。）については全数調査、毎月実施する月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用及び本社用）による調査に（以下この節及び次節において「月別調査」という。）については標本調査（有意抽出）として実施している。調査内容、利活用状況、費用対効果等の観点から、各調査票による調査の役割分担はどのような考えにより整理されているのか。また、当該整理は適切か。

(参考) 基礎調査及び月別調査の概要

区 分	概 要
基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施。年間生産量、年末在庫量等について、全数を対象として把握 ・牛乳処理場も全数調査であることから、年間の生産量の正確な値の把握が可能
月別調査	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、月間生産量、月末在庫量等について、標本抽出（有意抽出）^(※)をして把握 （※）乳製品工場・本社は全数。牛乳処理場は最低限8割のカバレッジを満たす標本 ・牛乳処理場は標本調査であることから、調査対象となっていない牛乳処理場における生産量の推定を行い、全体の月間生産量を算出

3 基礎調査及び月別調査の両調査の対象となっている報告者は、重複して報告する調査事項があるが、同一の報告者を対象として両調査を実施する必要性は何か。報告者負担の軽減等の観点から何らかの措置を講じているのか（もし、講じていない場合、例えば、月別調査で報告している事項を基礎調査において報告しない、あるいは、報告内容を簡素化するという措置を講ずる余地はないのか。）。

4 上記3と関連するが、年間生産量については、「月別調査の各月の合計」と「基礎調査の結果」の2つの異なる値が出てくることになるが、両者の関係について説明願いたい（具体的な数値を示しながら説明願いたい。また、「年計」として公表されている値は、どのような意味合いのものか。）。

5 上記3と関連するが、本調査は、前回答申（平成18年8月）後の平成19年調査から、調査対象の範囲、調査方法、調査事項等について変更し、調査体系の見直しを行って実施してきている。これについて、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減の観点から、どのように評価しているか。

特に、月別調査の対象である牛乳処理場については統廃合等の動きがある中で、現行の「牛乳処理場の抽出方法」を見直す必要はないのか。

また、牛乳乳製品に関する統計情報として、本調査以外に、関連する行政記録情報はないか（ある場合、当該行政記録情報を活用する余地はないか。）。

6 本調査は、民間事業者に調査業務を委託して実施していることに関し、以下について説明願いたい。

① 民間事業者には、どのような業務を委託しているのか。結果精度の確保・向上を図るため、民間事業者に対し、仕様書や契約書等においてどのようなことを求めているのか。民間事業者による調査業務（委託業務）の実施状況について、調査の効率的実施、報告者負担の軽減、結果精度の確保等の観点からどのように評価しているか。今後、更なる改善等を図っていく上で留意すべき点はないか。

② 上記①とも関連するが、報告者からの回収状況（各調査票別、郵送・オンライン・FAX別。最近5か年度）はどのようにになっているのか。特に、第Ⅱ期基本計画においてオンライン調査を推進することとされている中、オンライン回答率の向上を図るため、民間事業者はどのような工夫等を行っているのか。また、更なる向上を図る観点から、今後、民間事業者に対して、どのような取組等を求めていくのか。

【参考】第Ⅱ期基本的計画（抄）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

7 前回答申（平成18年8月）において「月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要である」との指摘がなされている。農林水産省では、月別調査結果の公表期日について、平成19年12月分の結果（平成20年1月25日公表）からそれまでの調査月の翌月末から翌月の25日に前倒しをして公表しているものの、鉱工業生産指数（速報）に反映されている状況にはない。

この関係で、以下について説明願いたい。

- ① 現在、実査から公表までの各工程に実施する個々の業務（調査票の配布・回収、督促、内容審査、疑義照会、集計等）については、通常どのようなスケジュールで実施しているのか（個々の業務におおむねどの程度の期間（何日）を要しているのかが分かるよう整理をお願いしたい。）。
- ② 調査対象者からの調査票の提出状況はどうなっているか。月別調査票の提出期限は調査対象月の翌月の18日であるが、平成27年1月分以降について、提出期限前の一定の時期（例えば、調査対象月翌月の10日、18日等）までの報告者数及び全体の報告者数に対する割合について一覽的に整理願いたい。
- また、鉱工業生産指数（速報）に関連する生産量等に係る調査結果について、平成27年1月分以降について、提出期限前の一定の時期（例えば、調査対象月翌月の10日、18日等）までの報告者に係る生産量等の状況、調査対象月における全体の生産量等に対する割合（カバレッジ）の状況について一覽的に整理願いたい。
- ③ 上記②により、一定の時期までに一定以上の生産量等に係るデータが確保されている状況を踏まえ、例えば、調査対象月翌月の14日までの報告者に係る結果情報を、鉱工業生産指数（速報）に反映可能な期限までに提供する形で対応する余地はないか。
- （仮に、上記の形での提供が可能であれば、鉱工業生産指数（速報）に関連する生産量等に係る調査結果は「速報」として公表し、その後速やかに集計表全体を「確報」として公表するといった対応を行うことが考えられるのではないか。）。
- 上記のような対応が困難であるとした場合、前回答申における指摘に対し、どのような対応を行うことを考えているのか。

【参考】 諮問第310号の答申 牛乳乳製品統計調査の改正について（平成18年8月4日付け統審議第7号）（抄）

4 集計・公表

(2) 月別調査の乳製品については、鉱工業生産指数の採用品目となっているが、当該調査結果は、これまで翌月末公表の同指数（速報）ではなく、翌々月公表の確報に反映されていた。

したがって、月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要である。

- 8 「より活力ある酪農業・関連産業の実現に向けて～生乳流通等の見直しに関する意見～」（平成28年3月31日付け規制改革会議農業ワーキンググループ）では、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）に基づく現行の指定生乳において、生産者団体制度^(注)の廃止が提言されるなど、今後、牛乳乳製品の流通ルートの多様化が進展する可能性がある。この関係で、以下について説明願いたい。

- ① 本調査において、生産者（酪農家）でなく、牛乳処理場及び乳製品工場等を調査対象としている理由は何か。また、牛乳処理場及び乳製品工場等を経由せずに流通している牛乳乳製品に係る生産量等はどの程度あるのか（あると見込まれるのか）。
- ② 上記①とも関連するが、社会経済情勢の変化等への対応を図る観点から、現行の調査対象範囲を生産者にも拡大し、統一的に把握することについてどのように考えるか。また、生産者を調査対象範囲とするためにクリアすべき課題があるとすれば何か。

(注) 指定生乳生産者団体制度とは、生乳が腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要があり、酪農家が価格交渉上不利な立場に置かれる傾向があるため、指定生乳生産者団体が、酪農家から生乳の販売委託を受け、価格交渉力を強化して乳業メーカーと対等に交渉可能とするものであり、国は、指定生乳生産者団体（全国で10団体）を通じて酪農家に加工原料乳生産者補給交付金を交付することにより、このような取組を後押ししている。

2 牛乳乳製品統計調査の変更

本調査について、調査計画における「報告を求める事項」及び「集計事項」を以下のとおり変更することとしている。

(1) 報告を求める事項の変更【別添2参照】〔33～34ページ〕

基礎調査票及び月別調査票において、「ホエイパウダー」^(注)の生産量及び国産・輸入別の在庫量を把握するための調査事項を追加する。

また、「脱脂粉乳」の在庫量については、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別の在庫量を把握するための調査事項に変更する。

(注) ホエイパウダーとは、チーズ製造の際に発生する副産物（水溶液）であるホエイを乾燥させたものであり、脱脂粉乳の代替として利用される。

(審査状況)

平成27年10月に大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ協定」（以下「TPP協定」という。）において、ホエイが関税撤廃される対象品目となった。ただし、ホエイのうち「たんぱく質含有量25%～45%」のものについては、その用途が脱脂粉乳（たんぱく質含有量34%）と競合する品目であることから、輸入量の増加に伴う国産脱脂粉乳の生産に及ぼす影響を緩和するため、

- ① 段階的に関税率を引き下げる関税撤廃期間の確保
- ② 輸入量が脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に達した場合にセーフガード^(注)の発動等の措置を講ずることで合意となった。

(注) セーフガードとは、特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うものである。

このうち②のセーフガードは、「脱脂粉乳が国内で不足している」又は「脱脂粉乳の国内需要が低下していない」と認められる場合には、発動を適用しないこととされており、TPP協定において、セーフガードを発動する前にいずれかの条件が満たされるかどうかについて評価を行うものとされている。

このため、当該評価を行う上で必要な基礎資料を得るため、表1のとおり、各調査票において新たに調査事項を把握することとしている。

表1 各調査票において新たに把握する調査事項

調査票	新たに把握する調査事項
基礎調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぱく質含有量別ホエイパウダーの生産量（1月～12月）及び国産・輸入別の在庫量（12月31日現在） ・脱脂粉乳の国産・輸入別の在庫量（12月31日現在）
月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぱく質含有量別ホエイパウダーの生産量（調査月）及び国産・輸入別の在庫量（調査月末現在） ・脱脂粉乳の国産・輸入別の在庫量（調査月末現在）
月別調査票（本社用）	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぱく質含有量別ホエイパウダーの国産・輸入別の在庫量（調査月末現在） ・脱脂粉乳の国産・輸入別の在庫量（調査月末現在）

これらについては、統計ニーズに対応するものであることから、おおむね適当であると考えられるが、利活用、報告者負担、把握可能性の観点から、当該調査事項の追加の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 牛乳乳製品の製造工程はどのようになっているのか、また、ホエイパウダーや脱脂粉乳の違いや用途等について説明願いたい。

- 2 今回調査において新たに追加する調査事項との関係で、TPP協定における乳製品の交渉結果や大筋合意の内容について説明願いたい。
- 3 ホエイのセーフガード発動に係る評価のプロセスや考え方はどのようになっているのか。また、その中で本調査結果をどのように利活用することを想定しているのか。
(評価のプロセスや考え方については、脱脂粉乳の生産量及び国産・輸入別の在庫量と、ホエイパウダーの生産量及び国産・輸入別の在庫量の関係に留意して、具体的な利活用イメージが分かる形で説明願いたい。
なお、その際、脱脂粉乳も輸入されており、ホエイパウダーと同様の事項を把握する中で、脱脂粉乳はセーフガードの対象とならない理由についても説明願いたい。)
- 4 基礎調査票及び月別調査票に新たに追加するホエイパウダー及び脱脂粉乳に係る調査事項は、報告対象となっている全ての者(牛乳処理場・乳製品工場、本社)が回答可能なのか。あるいは、一定規模以上の者が報告対象となるのか。後者の場合、どのような要件等を備えた者が報告者となるのか(全報告者のうちどのくらいの報告者数が見込まれるのか)。
- 5 上記4と関連するが、追加する調査事項に係る生産及び在庫管理の実態等を踏まえ、報告者が正確に報告することは可能か。また、報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか(記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。)
- 6 牛乳乳製品に関する統計情報として、貿易統計(主要乳製品の輸入量等)や独立行政法人農畜産業振興機構による調査データ(ホエイの国内生産量等)等がある中、把握情報の役割分担や調査の効率的な実施等の観点からみて、利活用できる余地はないか。

(2) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の変更に伴う所要の変更を行う。

また、調査計画に集計表様式の全てを個別に付す形式から、集計事項の一覧表を付す形式に変更するとともに、一部の集計事項について、実態に即した変更を行う。

(審査状況)

政策ニーズ等を踏まえ、調査事項を追加することに伴い、調査結果として作成される集計事項を追加することとしている。また、調査計画に全ての集計表様式を付す従前の形式では、集計事項の一覧性が低いことから、集計事項一覧の形式に変更することとしている。

これらについて、前者はセーフガード発動に係る評価を行う上で必要な情報を把握するものであり、また、後者は集計事項の横断的な把握が容易になるものであることから、おおむね適当であると考えるが、本調査の他の集計事項(統計表)の状況を確認するとともに、その実態に即した変更の適否について検討する必要がある。

(論点)

- ・ 本調査の集計事項(統計表)について、調査計画上の統計表と実際に公表されている統計表との間で一部相違が見られることから、その状況(実態)とともに、当該相違が生じた経緯、今後の対応等について説明願いたい。

〈農業経営統計調査関係〉

1 農業経営統計調査の変更

農業経営統計調査（以下この節及び次節において「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める者」「報告を求める事項」等を以下のとおり変更することとしている。

(1) 調査対象の範囲の変更

〔調査対象の属性的範囲の変更〕

本調査は、従前、「個別経営体」「組織法人経営体」及び「任意組織経営体」を調査対象の属性的範囲としていたが、任意組織経営体に係る統計ニーズが低下していることから、「任意組織経営体」を調査対象の属性的範囲から削除する。

これに伴い、調査票のうち「経営台帳（任意組織経営体用）」を廃止する。

(審査状況)

現在、任意組織経営体のうち水田作（集落営農^(注1)）（212経営体。母集団：3,727経営体）のみを調査対象として調査を実施している。

しかしながら、近年、組織経営体の法人化の進展に伴い、組織法人経営体数は増加している^(注2)一方で、任意組織経営体（非法人組織経営体）数は減少している^(注2)。さらに、平成27年集落営農実態調査（一般統計調査）結果によると、約42%の集落営農が法人化計画を策定^(注3)しており、今後も組織法人経営体数は増加し、任意組織経営体数は減少することが想定される。

また、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）等においても農業経営体の法人化を推進することとされており、同計画に付帯して策定された効率的かつ安定的な農業経営の姿を例示的に示している農業経営モデルにおいても、組織法人経営のモデルは策定されているものの、任意組織経営のモデルは策定されていない。

このように、経営体数の減少している任意組織経営体に係る統計ニーズが低下していることを踏まえ、今回調査から水田作（集落営農）を調査対象から外すこととしているため、調査対象の属性的範囲から「任意組織経営体」を削除するものである。

これについては、統計ニーズの低下した調査票を廃止するものであり、おおむね適当であると考え、調査目的や利活用の観点からみて、任意組織経営体を調査対象の属性的範囲から削除することの妥当性等について検討する必要がある。

(注1) 集落営農とは、集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。① 転作田の団地化、② 共同購入した機械の共同利用、③ 担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

(注2) 2010年及び2015年の農林業センサス結果を比較すると、組織法人経営体数が13,000経営体から19,358経営体へと48.9%増加する一方で、任意組織経営体（非法人経営体）数は同13,602経営体から9,926経営体へと27.0%減少している。

(注3) 非法人集落営農11,231集落営農のうち4,695集落営農（約42%）が法人化計画を作成している。

(論点)

- 1 個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、それぞれの定義や行政施策上の位置付け等はどのようなものか。
- 2 個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、過去3回の農林業センサス結果における経営体数の推移はどのようなになっているか。特に、削除予定の任意組織経営体の調査対象が水田作（集落営農）のみであることに鑑み、水田作全体に占める個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体について、それぞれの経営体数や作付面積等の状況はどのようなになっているか（水田作全体に占める任意組織経営体（集落営農）の占めるウェイトの推移に

留意して整理願いたい。) 。なお、任意組織経営体を調査対象から削除することによって、調査全体のコストに係る削減が見込まれるのか。

- 任意組織経営体である水田作(集落営農)については、どのような統計表を作成しているのか。今後、組織法人経営体の前段階である任意組織経営体に係る統計が作成されなくなることについて、調査目的や利活用等の観点からみて支障はないか。

(2) 報告を求める者の変更

ア 母集団名簿情報の変更

最新の2015年農林業センサスの情報等が活用可能となったことから、母集団名簿情報を更新する。また、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたねについては、これまで農林業センサスにより集められた情報を基に、関係機関からの聞き取り等により母集団名簿情報の整備を行っていたが、平成26年度経営所得安定対策等加入申請者情報の活用が可能であることから、当該情報により母集団名簿情報を整備する。

(審査状況)

本調査については、従前から農林業センサスの情報等を母集団名簿情報とし、5年ごとにその更新を行っており、今回も最新の2015年農林業センサスの情報等が活用可能となったことから、更新することとしているものである。

また、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたねについては、平成22年及び23年に一般統計調査として実施していた「なたね、そば等生産費調査」において把握していたが、平成24年に本調査に統合した品目である。これらの品目に関し、平成24年の母集団名簿情報の整備の際には、農林水産省の地方組織の職員が対応した^(注)が、当該職員数が減少する中で対応が困難になってきており、既存のデータを活用した効率的な母集団名簿情報の整備を行うため、行政記録情報である経営所得安定対策等加入申請者情報を用いることとしたものである。

これについては、新たな母集団名簿情報の更新とともに、当該情報の整備の効率化を図るものであり、おおむね適当であると考えるが、母集団名簿情報を整備する上での基礎となる情報の変更を行うものであることから、結果精度の確保、統計の継続性等の観点から、経営所得安定対策等加入申請者情報を母集団名簿情報として活用することが適切か検討する必要がある。

(注) 具体的には、平成24年の二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたねの母集団名簿情報を整備するに当たって、2005年農林業センサスの情報を基に、二条大麦、六条大麦及びはだか麦については「大麦・裸麦」、なたねについては「その他工芸農作物」の作付けがある経営体をリストアップした上で、農林水産省の地方組織において、都道府県、市町村、農協等の関係機関から、産地や地域における作付状況等を聞き取るなど情報収集により補正し、母集団名簿情報を整備したところである。

(論点)

- 経営所得安定対策等とはどのような者を対象としたどのような制度か。
- 経営所得安定対策等加入申請者情報とは、どのようにして集められるどのような情報か。得られた情報は具体的にどのような形で母集団名簿情報の整備に利活用されるのか。また、母集団名簿情報として、継続して活用(入手)可能なものか。
- 経営所得安定対策等加入申請者情報を活用することにより、母集団名簿情報の整備において、従前の方法と比べどのようなメリットがあるのか。
- 母集団名簿情報の整備について、従前の方法によるものと経営所得安定対策等加入申請者情報を利用するものを比較した場合、調査対象のカバレッジはどうか(違いがあるとすればどの程度か)。調査対象の範囲に差異がある場合、当該加入申請者情報を母集団名簿情報として用いることは、統計の継続性や上記3を踏まえた費用対効果等の観点から問題ないか。

イ 標本設計の変更

新たに追加する農産物生産費統計（組織法人経営体）に係る標本設計を行うとともに、母集団構造の変化や統計ニーズ等を踏まえ、一部の統計について規模階層区分の変更や目標精度の変更等、標本設計の見直しを行う。

（審査状況）

各統計について母集団構造の変化や統計ニーズ等を踏まえた標本設計の見直しを行い、標本数を表2のとおり変更する（標本設計の詳細は、申請資料の「農業経営統計調査の標本設計について」参照）。

これについては、利活用等を踏まえ、必要かつ十分な標本設計となっているか検討する必要がある。

表2 農業経営統計調査の統計別標本数

区 分	見直し後 A	現 行 B	A/B ×100
農 業 経 営 統 計 調 査	8,640	9,447	91.5
営 農 類 型 別 経 営 統 計	4,626	5,110	90.5
個 別 経 営 体	4,170	4,529	92.1
組 織 法 人 経 営 体	456	369	123.6
集 落 営 農 型 任 意 組 織 経 営 体	—	212	—
生 産 費 統 計	4,014	4,337	92.6
個 別 経 営 体	3,891	4,337	89.7
組 織 法 人 経 営 体	123	—	—

（論点）

- 1 新たに追加する農産物生産費統計（組織法人経営体）に係る標本設計を含め、今回調査の標本設計の考え方について説明願いたい。
- 2 今回の標本設計において、目標精度の変更を行うものがみられる^(注)が、全体の目標精度に係る変更状況はどのようになっているのか。また、当該目標精度の変更はどのような考え方にに基づき設定しているのか。今回、変更しても利活用面での支障はないのか。
(注) 例えば、営農類型別経営統計（個別経営体）における水田作経営（都府県）においては目標精度を1.2%から2.0%に、米生産費統計（都府県）及び牛乳生産費統計（都府県）においては目標精度を1.0%から2.0%に変更することとしている。
- 3 その一方で、営農類型別経営統計（個別経営体）における「花き」など、目標精度を設定せず、目標標本数を設定しているものがみられる。どのような品目がどのような考え方により設定されているのか。また、これらの実績精度はどのようになっているか。今回、目標標本数に変更がある場合、利活用面での支障はないのか。
- 4 今回調査で変更する規模階層区分は、どのような考えにより、どのような変更を行うのか。また、当該変更理由としている母集団構造の変化や新たな統計ニーズ等とは具体的にどのようなものか。設定する規模階層区分は適切か。
- 5 本調査は、5年ごとの農林業センサスの結果公表に合わせ、標本抽出を行っており、調査対象者は原則として5年間固定している。今回も、従前同様、標本抽出に伴い全ての標本を入れ替えることとなる中で、標本替えの前後で主要な統計に断層等は生じていないか。例えば、前回の標本替え時（平成24年）に係る前後の結果について、どのように評価しているか。断層等が生じている場合、標本抽出方法の変更等による改善の余地はないか。

(3) 報告を求める事項の変更

ア 調査票「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）の新設

本調査のうち生産費を把握する調査については、従前、個別経営体のみを調査対象としていたが、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定。以下「日本再興戦略」という。）等において、米、小麦及び大豆の生産コストの削減が求められていることから、組織法人経営体を対象としてこれらの品目の生産費を把握する調査票として、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）を新設する。

これに伴い、従前の「経営台帳（組織法人経営体用）」の名称を「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」）に変更する。

(審査状況)

<経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）の新設関係>

「日本再興戦略」において、「今後10年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する」ことが成果目標（KPI：Key Performance Indicators）として設定され、その進捗状況を毎年把握することとされている。

また、食料・農業・農村基本計画において、小麦及び大豆については、水田フル活用を推進する上での戦略作物と位置付けられ、生産性を向上させ本作物化を推進することとされている。産業競争力会議（実行実現点検会合）においても、「転作作物について、生産コストの削減など一層の生産性向上に向けた取組を推進すること」について議論されるなど、小麦及び大豆の生産コスト削減に係る関心が高まっている。

このように、米、小麦及び大豆については、生産コストの削減が求められているところであり、その削減に向けた実態把握のためには、個別経営体だけでなく、近年経営体数が増加している組織法人経営体についてもこれらの品目の生産費を把握する必要があるとして調査対象に組織法人経営体を追加するものである。

なお、組織法人経営体に係る米、小麦及び大豆の生産費については、農林水産省が「なたね、そば等生産費調査」（平成22年及び23年に一般統計調査として実施）において把握していたが、平成24年に同調査を本調査に統合した際に、これらの把握は廃止しており、その後、上記のとおり組織法人経営体数の増加や生産コストの削減が求められている状況を踏まえ、今回、改めて本調査において把握することとしているものである。

これについては、新たな統計ニーズに対応するために調査票を新設するものであることから、おおむね適当であると考えるが、調査の目的等の観点から、当該調査票を新設する妥当性等について検討する必要がある。

<新設する経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）の調査事項関係>

経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））は、「経営台帳（個別経営体用）」における生産費統計に係る調査事項をベースとして作成されている（これらを対比・整理したものが、【別添3参照】〔35～41ページ〕）。

その概要は、以下のとおりである。

- ① 「1 土地」「2 建物及び自動車・農機具」及び「3 借入金」については、既存の「経営台帳（個別経営体用）」におけるそれぞれの調査事項とほぼ同様の調査事項を設定（【別添3参照】〔35～40ページ〕）

- ② 「4 調査客体概況」については、経営体の「(1) 主要指標及び作柄」「(2) 構 成 員数等」「(3) 設立年次等」「(4) 調査作物の受託状況別面積」及び「(5) 米生産費統計関連項目」を把握する調査事項を設定（【別添3参照】〔41 ページ〕）

このうち、「(5) 米生産費統計関連項目」の調査事項は、今回、「経営台帳（個別経営体用）」においても変更し、同一の調査事項を設けることとしており、別途論点を設定（後記サ～ス参照〔22～24 ページ〕）

以上のとおり、個別経営体においても同様の調査事項を設定しているなど、組織法人経営体に係る農産物生産費を把握する上でも必要性が認められることから、おおむね適当であると考えられるが、利活用や報告者負担等の観点から、把握内容の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 「日本再興戦略」における米の生産コスト削減目標の対象とされている「担い手」とは具体的にどのような者を指しているのか。
- 2 本調査において従前から個別経営体を対象に把握している生産費と、今回新たに組織法人経営体を対象に把握することとしている生産費との関係で、それぞれの経営体の特性等の観点から、調査内容面での類似点や相違点について説明願いたい。
組織法人経営体の農産物生産費統計から得られるどのような情報（データ）が生産コストの削減の検討に資すると考えているのか（具体的にどのような分析を行い、どのような利活用を想定しているのか）。また、どのような統計表を想定しているのか。
- 3 「なたね、そば等生産費調査」と本調査との関係に関し、以下について説明願いたい。
 - ① 「なたね、そば等生産費調査」の概要について説明願いたい（調査結果の利活用等を含む）。また、調査内容面において、同調査と今回調査（組織法人経営体の農産物生産費統計）の間での類似点や相違点について説明願いたい。
（特に「調査客体概況」において、「なたね、そば等生産費調査」では把握していなかった「構成員数等」「設立年次等」及び「調査作物の受託状況別面積」を把握する理由等）
 - ② 前回答申（平成23年7月22日付け府統委第90号）において、「なたね、そば等生産費調査」のうち個別経営体に係る生産費を把握する部分を本調査に統合する一方で、組織法人経営体に係る生産費を把握する部分について中止した理由は何か。
- 4 利活用、報告者負担、組織法人経営体における把握可能性の観点からみて、今回調査における調査対象、品目（米、小麦及び大豆）、調査内容の設定は適当か。

イ 営農類型別経営統計における指定部門の削減・廃止及びこれに伴う調査事項の変更

本調査は、従前、営農類型の農業収入に占める割合の高い生産物を「指定部門」として設定し、当該営農類型の経営収支等とともに当該営農類型の各部門における経営収支等を公表してきたが、報告者負担の軽減等の観点から、以下の基準により、指定部門を削減・廃止する。

- ① 生産費統計の対象品目と重複する品目を削減
- ② 露地野菜作経営及び施設野菜作経営においては野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)、果樹作経営においては果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)で指定されている品目以外を削減
- ③ 当該営農類型対象経営体の農業収入のほとんどが当該営農類型名と同一の指定部門の収入である品目を削減

また、これに伴い、「経営台帳(組織法人経営体(営農類型別経営統計用))」において部門別の把握を廃止するなど、所要の変更を行う。

【別添4参照】 [43~47ページ]

【個別経営】 営農類型及び指定部門		【個別経営】 営農類型及び指定部門	
水田作経営	稲作	(廃止)	水田作経営
	麦類作	(廃止)	
	豆類作	(廃止)	
畑作経営 (北海道)	麦類作	(廃止)	畑作経営 (北海道)
	ばれいしょ作	ばれいしょ作	
	豆類作	(廃止)	
	その他工芸作	(廃止)	
畑作経営 (都府県)	麦類作	(廃止)	畑作経営 (都府県)
	かんしょ作	かんしょ作	
	ばれいしょ作	ばれいしょ作	
	豆類作	(廃止)	
	茶作	茶作	
	さとうきび作	(廃止)	
露地野菜作 経営	露地キャベツ	露地キャベツ作	露地野菜作 経営
	露地ほうれんそう	露地ほうれんそう作	
	露地レタス	露地レタス作	
	露地白ねぎ	露地白ねぎ作	
	露地だいこん	露地だいこん作	
	露地にんじん	露地にんじん作	
	その他の露地野菜	(廃止)	
	施設きゅうり	施設きゅうり作	
	施設大玉トマト	施設大玉トマト作	
	施設なす	施設なす作	
施設野菜作 経営	施設ピーマン	(廃止)	施設野菜作 経営
	その他の施設野菜	(廃止)	
	りんご作	りんご作	
	みかん作	みかん作	
	ぶどう作	ぶどう作	
	なし作	なし作	
果樹作経営	もも作	もも作	果樹作経営
	その他果樹作	(廃止)	
	露地花き作 経営	露地花き作 経営	
	施設花き作 経営	施設花き作 経営	
酪農経営	酪農	(廃止)	酪農経営
	繁殖牛	(廃止)	
繁殖牛経営	繁殖牛	繁殖牛経営	繁殖牛経営
肥育牛経営	肥育牛	肥育牛経営	
養豚経営	養豚	(廃止)	養豚経営
採卵養鶏 経営	採卵養鶏	(廃止)	採卵養鶏 経営
ブロイラー 養鶏経営	ブロイラー養鶏	(廃止)	ブロイラー 養鶏経営
【組織経営】 営農類型及び指定部門		【組織経営】 営農類型及び指定部門	
水田作経営	稲作	(廃止)	水田作経営
	麦類作	(廃止)	
	豆類作	(廃止)	
畑作経営	麦類作	(廃止)	畑作経営
	豆類作	(廃止)	

(審査状況)

本調査は、営農類型別に経営の全体を把握する統計を作成するための調査(以下「経営統計調査」という。)と、農畜産物の一定単位の生産費(例:米⇒10aあたり)を把握する統計を作成するための調査(以下「生産費調査」という。)から構成されている。

このうち、経営統計調査における指定部門は、営農類型別に全体の経営収支を把握する中で、当該営農類型における主となる生産物に係る経営収支の分析等に資することを目的として設けているものである。具体的には、経営統計調査の営農類型（例：水田作経営）の対象経営体ごとに指定部門（例：稲作、麦類作及び豆類作）を設定し、当該指定部門の経営収支に係る情報を把握し、営農類型及び当該営農類型の各部門における経営収支情報を提供する統計（営農類型別経営統計）を作成してきた。

その一方で、生産費調査の対象経営体から対象品目（例：米、麦類、大豆）の生産に投入した費用等を把握し、品目別の生産費統計（農畜産物生産費統計）を作成してきた。

このような中で、指定部門（例：稲作、麦類作及び豆類作）として把握している情報と対象品目（例：米、麦類、大豆）に係る生産費として把握している情報との間に重複等があると見て、報告者負担の軽減の観点から、上記の基準を設け削減するものである。

また、組織法人経営体については、前記アのとおり、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）の新設により、指定部門の設定を廃止することから、「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）」）における部門別の把握を廃止するなど、所要の変更を行う（詳細は【別添4参照】〔45～49ページ〕参照）。

これらについては、経営統計調査と生産費調査の対象品目に係る重複を排除し、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適当であると考えが、利活用状況や統計ニーズ等との関係から、当該変更の妥当性等について検討する必要がある。

（論点）

- 1 指定部門とはどのような考えで設定されたものであり、調査結果は具体的にどのような形で分析等に利活用されたか（代表的な統計表を示しながら説明願いたい。）
- 2 指定部門の削減及び廃止に際しての3基準に関し、具体的な内容について説明願いたい。
その際、以下の点について留意し、説明願いたい。
 - ① 組織法人経営体について、これまで営農類型別経営統計の中で部門別に把握してきた事項は、農産物生産費統計により継続的に把握されるのか。
 - ② 野菜生産出荷安定法や果樹農業振興特別措置法で指定されている品目にはどのようなものがあり、これらについて部門別に把握し、どのような分析等を行っているのか。
- 3 今回の見直しによって、今後公表しなくなる統計表について、統計の継続や利活用等との関係で支障はないか。

ウ 組織法人経営体に係る営農類型別経営統計において他の企業統計との比較に資する調査事項の変更

（審査状況）

従前の調査事項は、他の企業統計で用いられている事項と比べ、定義・名称に相違がみられることから、調査結果について他の企業統計（法人企業統計（財務省所管の基幹統計）等）と比較することができないといった状況がみられた。

このため、「経営台帳（組織法人経営体（営農類型別統計用）」）において、他の企業統計との比較可能性の向上に資するため、以下の（ア）～（ウ）のとおり、調査事項を変更することとしているものであり、おおむね適当であると考えが、（ア）及び（イ）については正確な回答等を確保する観点から、（ウ）については、これに加え、把握目的、利活用予定、統計の継続性、報告者負担等の観点から、その妥当性等について検討する必要がある。

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(ア) 損益計算書 - 事業外収入及び事業外支出

組織法人経営体の事業外収入及び事業外支出について、一括で把握していた「事業外収支」を「営業外収支」及び「特別損益」に分けて把握する。

変更案

(6) 営業外収支の内訳（制度受取金、積立金を除く）

	収入計	支出計
配当利子	千円	
歳費及び手当		
その他		千円

(7) 特別損益の内訳（特別償却を除く）

	収入計	支出計
資本補助金	千円	
その他		千円

現行

(6) 事業外収支の内訳（制度受取金、積立金を除く）

	収入計	支出計
資本補助金	千円	
配当利子		
歳費及び手当		
その他		千円

(論点)

- 1 組織法人経営体の「事業外収支」について、分けて把握することにより、利活用面でどのような有用性があるのか。想定している統計表を示しながら説明願いたい。
- 2 報告者は、「事業外収支」の「その他」を「営業外収支」及び「特別損益」のそれぞれの「その他」に分割して計上することになるが、正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(イ) 損益計算書 - 科目配賦表（総括表）

組織法人経営体の損益計算書における事業費用の科目について、「生産現物関連事業費」を「上記以外の関連事業原料費」に、「給料」を「人件費」にそれぞれ名称変更するとともに、人件費の内訳区分として「役員報酬」を追加する。

（現行と変更案については、【別添4参照】〔48ページ〕参照）

※本件変更のほか、指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更についても審議（11ページ参照）

(論点)

- ・ 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

(ウ) 調査客体概況 - 事業従事者数

事業従事者数の内訳として「役員」を追加する。また、農業従事者数について、主たる従事者の「平均年齢」を把握する項目を追加するとともに、従前の「常時雇用者」を「常用雇用者」に項目名を変更した上で、内数として「7か月以上雇用」を把握する項目を追加する。さらに、常用雇用者の範囲に関する注記を追加する。

変更案

(7) 事業従事者数

		男		女	
		人	管理部門専従	人	管理部門専従
農業従事者数	構成員				
	役員				
	主たる従事者				
	平均年齢				
	65歳未満				
	60日以上				
	150日以上				
	常用雇用者				
	7か月以上雇用				
	臨時雇用者（延べ人日）				

記入注意：

- 「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない、又は雇用契約期間が1か月以上の雇用者をいいます。
- 常用雇用者のうち「7か月以上雇用」欄は、雇用契約期間の定めがない雇用者も含めて記入してください。
- 「臨時雇用者（延べ人日）」欄は、男女合計の延べ人日を「男」の欄に合わせて記入してください。なお、延べ人日とは、臨時雇用総労働時間を8（時間）で除して求めます。

管理部門専従とは

農作業など等の現場労働に従事せず、事務などの管理部門に関わる労働（販売に関わる労働を含む）のみに専従する人をいいます。

現行

(7) 事業従事者数

		男		女	
		人	管理部門専従	人	管理部門専従
農業従事者数	構成員				
	主たる従事者				
	65歳未満				
	60日以上				
	150日以上				
	常時雇用者				
	臨時雇用者（延べ人日）				

記入注意： 「臨時雇用者（延べ人日）」欄は、男女合計の延べ人日を「男」の欄に合わせて記入してください。なお、延べ人日とは、臨時雇用総労働時間を8（時間）で除して求めます。

管理部門専従とは

農作業など等の現場労働に従事せず、事務などの管理部門に関わる労働（販売に関わる労働を含む）のみに専従する人をいいます。

(論点)

- 変更後の「常用雇用者」の範囲については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）に合わせて、「雇用契約期間の定めがない、又は雇用契約期間が1か月以上の雇

用者」としているが、現行の「常時雇用者」の定義はどのようなものか。変更後の「常用雇用者」との違いは何か。また、常用雇用者のうち「7か月以上雇用」を追加して把握する理由は何か。どのような利活用を想定しているのか。

- 2 今回の調査事項の変更により、具体的にどのような利活用を想定しているのか。どのような統計表を想定しているのか（特にどのような企業統計との比較が可能となり、どのような分析を行うことが想定されるかなどについて説明願いたい。）。
- 3 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

エ 農業以外の一般的な貸借対照表の項目名に合わせるための項目名の変更

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

(ア) 貸借対照表 - 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表

組織法人経営体の貸借対照表における資本（純資産）の科目名を貸借対照表における一般的な名称に変更する。（現行と変更案については、【別添4参照】〔45ページ〕参照）

※本件変更のほか、指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更についても審議（11ページ参照）

(イ) 調査客体概況 - 投資と資金

期中投資額の内訳区分のうち、「建物」を「建物・構築物」に、「自動車」を「車両・運搬具」に、「農機具」を「機械・装置」にそれぞれ項目名を変更する。

変更案

現行

(8) 投資と資金

		金額	
			農業
期中借入金	長期借入金	千円	
	短期借入金		
期中返済額	長期借入金		
	短期借入金		
期中投資額	土地		千円
	建物・構築物		
	車両・運搬具		
	機械・装置		

(8) 投資と資金

		金額	
			農業
期中借入金	長期借入金	千円	
	短期借入金		
期中返済額	長期借入金		
	短期借入金		
期中投資額	土地		千円
	建物		
	自動車		
	農機具		

(審査状況)

組織法人経営体における投資状況及び資金の繰入状況に係る調査事項について、以下の(ア)及び(イ)のとおり、農業以外の一般的な貸借対照表の項目名に合わせるため変更するものであり、おおむね適当であると考えますが、正確な回答等を確保する観点から、確認する必要があります。

(論点)

- ・ 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

オ 調査客体概況 - 構成員の状況等

組織法人経営体の構成員の状況等について、出資者数の男女別内訳を削除するとともに、出身世帯の内訳を農家世帯と非農家世帯に集約化する。

変更案

(6) 構成員の状況等

出資者数 (自然人)	計	人
出身世帯	農家世帯	戸
	非農家世帯	
出資構成	個人	万円
	非従事構成員	
	農協・農協連合会	
	関連会社 その他の団体	
組織は特定農業法人ですか。 (該当するものを○で囲む)		特定農業法人である 特定農業法人ではない
集落営農の範囲はどこまでですか。 (該当するものを○で囲む)		同一集落内 同一市町村内 市町村外

記入注意：
1 「出資構成」欄は、法人出資者も含めた出資の構成（金額）について、「個人」「農協・農協連合会」「関連会社」「その他の団体」別に記入してください。
2 集落営農の範囲は、集落営農を行っている組織のみ記入してください。
なお、範囲については組織の事務所・施設（または代表者の住家）の所在地を起点として、該当するものを○で囲んでください。

現行

(6) 構成員の状況等

出資者数 (自然人)	男	人
	女	人
出身世帯	個別経営体	主業 準主業 副業的
	非農家世帯	
	個人	万円
出資構成	非従事構成員	
	農協・農協連合会	
	関連会社	
	その他の団体	
組織は特定農業法人ですか。 (該当するものを○で囲む)		特定農業法人である 特定農業法人ではない
集落営農の範囲はどこまでですか。 (該当するものを○で囲む)		同一集落内 同一市町村内 市町村外

記入注意：
1 「出資構成」欄は、法人出資者も含めた出資の構成（金額）について、「個人」「農協・農協連合会」「関連会社」「その他の団体」別に記入してください。
2 集落営農の範囲は、集落営農を行っている組織のみ記入してください。
なお、範囲については組織の事務所・施設（または代表者の住家）の所在地を起点として、該当するものを○で囲んでください。

(審査状況)

本調査事項は、組織法人経営体の構成員の状況等を把握するものであり、このうち出資者数の男女別内訳については構成員の構造的変化を捉えるため把握しているものである。

しかしながら、今回調査では、農林業センサス（5年周期）において把握している男女別経営者数の結果で代替可能であるとして削除することとしている。

また、農家世帯出身の構成員については、主業、準主業及び副業的農家^(注)のいずれの出身か区分して把握し、その内訳と他の調査事項をクロス集計するために把握していたが、今回調査では統計ニーズが低下しているとして区分せずに把握することとしている。

これらについては、報告者負担軽減の観点から、おおむね適当であると考えるが、統計の継続性や利活用等の観点から、当該調査項目の削除の妥当性等について検討する必要がある。

(注) 農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯をいう。このうち、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家を販売農家といい、下表のとおり、主業、準主業及び副業的農家に区分される。

区分	概要
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

(論点)

- 1 農林業センサスでは、男女別経営者数をどのような調査事項から把握しているのか（同センサスの調査票の該当部分を示しながら説明願いたい。）。また、農林業センサス及び本調査の結果から得られた男女別経営者数の推移はどうか（農林業センサス：平成22年及び27年結果。本調査：平成22～27年結果）。両調査の男女別経営者数に係る結果を比較して、どのように評価しているか。
- 2 上記1とも関連するが、出資者数の男女別内訳に係る調査結果により、どのような分析を行い、どのように活用しているのか（統計表を示しながら説明願いたい。）。
- 3 農林業センサスは5年周期であり、また、男女別経営者数と本調査事項の出資者数は同一でない場合も考えられる中で、代替が可能と考える理由は何か。
- 4 主業、準主業及び副業的農家に係る結果をどのように活用していたのか（統計表を示しながら説明願いたい。）。また、統計ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。また、本調査項目の削除することにより、利活用等の面での支障はないのか。

【経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））】

カ 調査客体概況 - 経営耕地面積等
 経営耕地面積等について、「耕地以外の土地」を把握する事項を追加する。

変更案

(9) 経営耕地面積等

		借 入 地		
		自作地 (組織所有)	(構成員から)	(構成員以外から)
経営 耕地	田	a	a	a
	畑	普通畑		
		樹園地		
	牧草地			
	耕地以外の土地			

現 行

(9) 経営耕地面積等

		借 入 地		
		自作地 (組織所有)	(構成員から)	(構成員以外から)
田		a	a	a
畑	普通畑			
	樹園地			
牧草地				

(審査状況)

本調査事項は、組織法人経営体の経営耕地面積等を把握するものであり、当該経営体に係る全体の経営状況を把握するため、「耕地以外の土地」についても自作地・借入地別に面積等を把握することとしている

これについては、組織法人経営体に係る土地の所有・借入状況の全体を把握するものであり、また、同経営体に係る経営状況のよりの確かな分析に資するものであることから、おおむね適当であると考えますが、利活用や把握可能性の観点から、変更内容が妥当か検討する必要があります。

(論点)

- 1 本調査事項については、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用しているのか（統計表を示しながら説明願いたい。）。
- 2 「耕地以外の土地」の追加により、分析や利用面でどのようなメリットを想定しているのか。
- 3 「耕地以外の土地」について、報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

キ 世帯員

「家計費推計者区分」欄の名称を「扶養区分」欄に変更する。

変更案

氏名 <small>（生計を共にしている人を記入。また、住込みの雇用人も含む。）</small>	経営主との続柄 <small>（続柄コードを参照して記入）</small>	性別	生年月 （西暦）	農業関係者区分 <small>（関与者に○）</small>	扶養区分 <small>（農業関係者の扶養家族に○）</small>	在宅状況		在宅月数 <small>（15日以上在宅した月数を記入）</small>	就業区分	備考
						年 始 め	年 末			

記入注意：1 「経営主との続柄」欄は、具体的に記入（例えば父、娘）するか、右の「続柄コード」を参照して該当する番号を記入してください。なお、住込みの雇用人は「同居人」と記入してください。
2 「就業区分」欄は、具体的に記入（例えば会社勤務）するか、右の「就業区分コード」を参照して該当する番号を記入してください。

現行

氏名 <small>（生計を共にしている人を記入。また、住込みの雇用人も含む。）</small>	経営主との続柄 <small>（続柄コードを参照して記入）</small>	性別	生年月 （西暦）	農業関係者区分 <small>（関与者に○）</small>	家計費推計者区分 <small>（農業関係者の扶養家族に○）</small>	在宅状況		在宅月数 <small>（15日以上在宅した月数を記入）</small>	就業区分	備考
						年 始 め	年 末			

記入注意：1 「経営主との続柄」欄は、具体的に記入（例えば父、娘）するか、右の「続柄コード」を参照して該当する番号を記入してください。なお、住込みの雇用人は「同居人」と記入してください。
2 「就業区分」欄は、具体的に記入（例えば会社勤務）するか、右の「就業区分コード」を参照して該当する番号を記入してください。

(審査状況)

本調査事項のうち、「家計費推計者区分」欄は個別経営体の「推計家計費」を算定する上で必要な情報を得るため設けているものである。しかしながら、「推計家計費」に対する統計ニーズが低下しているとして、これに係る表章を取りやめることとし、これに伴い、同欄の名称を「扶養区分」に変更するものである。

これについては、調査項目の名称を変更するものであり、報告内容に変更はないことや、報告者にとってより分かりやすい名称に変更するものであることから、おおむね適当であると考えが、「推計家計費」の表章を取りやめることの妥当性等について、利活用等の観点から検討する必要がある。

(参考)

営農類型別経営統計（個別経営）では、推計家計費を以下により算出しているとしている。

推計家計費＝都道府県庁所在市別1人当たり年平均の消費支出^(注)×家計費推計世帯員数＋生産現物家計消費額＋減価償却費(家計負担分)

(注) 調査年の「家計調査」(総務省)の結果のうち、「2人以上の世帯で農林漁家世帯を含む全世帯」の結果を用いている。

なお、「家計調査」の消費支出には、営農類型別経営統計で農外支出としている通勤定期代、固定資産購入としている自動車購入費（10万円以上）及び公課諸負担としている自賠責保険掛け金（家計以外）を含むこと、農業経営体（個別経営）との水準が明らかに異なる家賃地代がそのまま含まれることなどに留意する必要がある。

（論点）

- 1 「推計家計費」は、どのような目的・利活用のために把握・表章をしてきたのか。「家計費推計者区分」欄で把握した情報をどのような考え方により活用し「推計家計費」を算定し、どのような統計表を作成しているのか。また、直近の「推計家計費」について、具体的な数値を踏まえて、具体的な算出の考え方について説明願いたい。
- 2 「推計家計費」についてはどのような統計表を作成しているのか。また、統計ニーズが低下している背景や理由等は何か。なお、「推計家計費」の算定・表章の取りやめに伴い、本調査項目自体を削除する余地はないのか。

【経営台帳（個別経営体用）】

ク 調査客体概況 - 営農類型別統計関連項目

農作業受託に係る作物の種類等及び面積を把握する調査事項を削除するとともに、これに対応する注記を削除する。

一方、引き続き調査事項とする生産調整田面積については、注記を追加する。

変更案

オ 生産調整田面積

生産調整田面積	
---------	--

記入注意：
各調査対象経営体に割り当てられた面積ではなく、実際に生産調整を実施した田面積を記入してください。

現 行

オ 農作業受託及び生産調整田面積

農作業受託の種類等		面積
対象作物	作業名	
生産調整田面積		

記入注意：
1 「対象作物」欄は、水稻、小麦、大豆のうち、作業を請け負った作物名を記入してください。
2 「作業名」欄は、請け負った作業名（田植など）を具体的に記入してください。全作業受託の場合は「全作業」と記入してください。なお、小麦、大豆については記入不要です。
3 「面積」欄は、請負い実面積を記入してください。

（審査状況）

本調査事項のうち、農作業受託に係る作物の種類等及び面積については、個別経営体における部門別（品目別）の農機具等の負担割合（使用割合）並びに農作業受託労働時間及び受託収入が部門別に適切に記載されているか確認するために把握しているものである。

しかしながら、今回調査から、水田作経営等の営農類型については部門別収支の把握を取りやめることから、削除するものである。

一方、生産調整田面積については、引き続き調査事項としており、また、より正確な把握のため注記を追加するものである。

これらについては、報告者負担の軽減及び生産調整田面積の正確な把握に資することからおおむね適当であると考えるが、利活用等の観点から、調査事項の削除等の妥当性等について検討する必要がある。

（注）本調査における生産調整田とは、主食用米以外の作物の作付等を行った水田のことをいう。

(論点)

- 1 農作業受託について、個別経営体に係る営農類型別経営統計における部門別の把握に当たりどのように利活用されていたのか。削除による利活用等の面での支障はないのか。
(本調査事項の調査結果が個別経営体における部門別(品目別)の農機具等の負担割合(使用割合)並びに農作業受託労働時間及び受託収入の部門別への適切な記載の確認に当たって、具体的にどのような形で利活用していたのかを含め説明願いたい。)
- 2 生産調整田面積について、新たに「記入注意」を追記することとしているが、どのような理由によるものか(報告者のこれまでの記入実態を検証した結果を踏まえた追記か。)

【経営台帳(個別経営体用)】

ケ 調査客体概況 - 農産物生産費統計関連共通項目①

生産組織への参加状況及び主な被害の種類を把握する調査事項を削除する。

変更案

ア 主要指標及び作柄

認定農業者制度の認定を受けている人はいですか。(該当を○で囲む)	い	る	い	ない
お宅では農業所得と農外所得のどちらが多いですか。(該当を○で囲む)	農業所得		農外所得	
10a当たり平年収量(単収を記入する)	kg			

10a当たり平年収量とは

過去5か年の10a当たり収量のうち最高、最低を除く3か年の平均収量を記入してください。

現行

ア 主要指標及び作柄

認定農業者制度の認定を受けている人はいですか。(該当を○で囲む)	い	る	い	ない	
お宅では農業所得と農外所得のどちらが多いですか。(該当を○で囲む)	農業所得		農外所得		
生産組織へ参加していますか。(該当するものを全て○で囲む)	調査作物	栽培協定	共同利用	受託	その他
	その他作物	栽培協定	共同利用	受託	その他
10a当たり平年収量(単収を記入する)	kg				
主な被害の種類(該当する主なものを1つを○で囲む)	気象被害	病害	虫害	その他	

10a当たり平年収量とは

過去5か年の10a当たり収量のうち最高、最低を除く3か年の平均収量を記入してください。

(審査状況)

本調査事項のうち、個人経営体の生産組織への参加状況は、他の調査事項とのクロス集計を行うために把握しているものであるが、統計ニーズが低下したとして削除するものである。

また、主な被害の種類については、個人経営体において農業薬剤費の支出項目への計上や防除作業の実施がみられる場合に、その要因を分析するために把握しているものであり、作物統計調査(基幹統計調査)の調査結果から分析可能であるとして削除するものである。

これらについては、報告者負担の軽減の観点からみて、おおむね適当であると考えるが、利活用等の観点からみて、当該調査項目の削除の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 個別経営体に参加する生産組織とは具体的にどのようなものか。生産組織への参加状況と他の調査事項について、どのような統計表を作成し、どのように利活用していたのか。統計ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。

- 2 主な被害の種類に係る調査結果について、農業薬剤費の支出項目への計上や防除作業の実施との関係を踏まえ、具体的な利活用（要因分析）イメージを説明願いたい。
- 3 主な被害の種類に係る調査事項は、具体的に作物統計調査のどのような調査結果の分析により代替が可能と考えているのか。また、今後、作物統計調査結果を利活用するに当たって、結果精度や統計の継続、利活用等の面で留意すべきことは何か。

【経営台帳（個別経営体用）】

コ 調査客体概況 - 農産物生産費統計関連共通項目②

報告者における作物の生産に係る作業の受託（請け負い）を把握する調査事項を削除する。なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））」においても同様の調査事項を新設する。

変更案

イ 調査作物の委託状況別面積

（米、麦類、大豆、なたね、そば生産費調査客体のみ使用）

委託 の手	委託（請け負わせ）	
	作業名 (具体的に記入)	面積
個人		a
団体		

記入注意：

- 1 委託について、個別相対により委託したものは「個人」欄に、農家集団（農作業受託組織など）、農協、公共団体などに委託したものは「団体」欄に記入してください。
- 2 育苗、乾燥・調製など数量単位で精算される場合は、その見積もり面積を記入してください。
- 3 耕うん・整地、防除など同一ほ場を数回にわたって委託した場合は、その実面積を記入してください。

現 行

イ 調査作物の受委託状況別面積

（米、麦類、大豆、なたね、そば生産費調査客体のみ使用）

受相 委託 の手	委託（請け負わせ）		受託（請け負い）	
	作業名 (具体的に記入)	面積	作業名 (具体的に記入)	面積
個人		a		a
団体				

記入注意：

- 1 委託（~~受託~~）について、個別相対により委託（~~受託~~）したものは「個人」欄に、農家集団（農作業受託組織など）、農協、公共団体などに委託（~~受託~~）したものは「団体」欄に記入してください。
- 2 育苗、乾燥・調製など数量単位で精算される場合は、その見積もり面積を記入してください。
- 3 耕うん・整地、防除など同一ほ場を数回にわたって委託（~~または受託~~）した場合は、その実面積を記入してください。
- ~~4 全作業を受託する場合、「作業名」欄に全作業と記入してください。~~

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））における類似の調査事項】

「4 調査客体概要」中「（4）調査作物の受託状況面積」（別添3 41ページ）

(審査状況)

本調査事項は、米、麦類、大豆、なたね及びそばの生産費を把握する個別経営体に対し、作物生産に係る作業の受委託の状況を把握しているものである。このうち受託の状況については、生産費の把握に際して補足的に把握しているものであり、また、営農類型別経営統計において受託収入を把握する調査事項が別途設けられている^(注)として削除するものである。

これについては、報告者負担の軽減の観点からみて、おおむね適当であると考えているが、利活用等の観点から、当該調査事項の削除の妥当性等について検討する必要がある。

(注)「現金出納帳」中の日々の取引等が生じた場合、その日付と取引内容等、数量及び金額を記入する「収入・支出」欄に、農作業に係る受託収入は、同欄に「稲作」「麦類」「豆類」及び「その他」に区分して記入することとされている。

(論点)

- 1 本調査事項は、米、麦類、大豆、なたね及びそばの生産費に関し、どのような統計表を作成しているのか。また、調査結果を具体的にどのように利活用していたのか。
- 2 営農類型別経営統計において受託収入を別途把握しているとしているが、具体的にどのような内容を把握しているのか。削除による統計の継続や利活用等の面で支障はないのか。
- 3 作業の委託では、どのようなことを把握し、具体的にどのように利活用しているのか。

【経営台帳（個別経営体用）】

サ 調査客体概況 - 米生産費統計関連項目①

ほ場間の距離及び団地への平均距離を把握する調査事項を追加する。

なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）」）においても同様の調査事項を新設する。

変更案

イ ほ場枚数及び面積等

区画規模	ほ場枚数
a	枚
ほ場間の距離	km
団地への平均距離	km

記入注意：

- 1 区画規模別のほ場枚数を記入してください。
- 2 区画規模は「30a」など具体的に記入してください。

現行

イ ほ場枚数及び面積

区画規模	ほ場枚数
a	枚

記入注意：

- 1 区画規模別のほ場枚数を記入してください。
- 2 区画規模は「30a」など具体的に記入してください。

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））における同様の調査事項】

「調査客体概要」中「（5）米生産費統計関連項目」（【別添3】参照〔41ページ〕）

(審査状況)

本調査事項は、米の生産コストの分析に資するため把握するものである。「日本再興戦略」（中短期工程表）において、米の生産コストに係る成果目標（2023年までに担い手のコメの生産コストを現状比4割削減）が掲げられたことから、この達成に向けて進捗状況を評価し、実効性のある対策を講ずるために生産コストの要因を詳細に把握する必要があるとして、ほ場間の距離及び団地への平均距離を把握する事項を新たに追加するものであり、おおむね適当であると考えているが、把握目的及び利活用の観点からみて、当該事項の追加は妥当か検討する必要がある。

(論点)

- 1 「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」とはどのようなものであり、どのような統計表を想定しているのか。また、これらの調査結果と米の生産コストとの関係について、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用することを想定しているのか（本調査から得られる他の情報で生産コスト分析に資するものがあればその状況も踏まえ、説明願いたい。）。
- 2 報告者の負担軽減や正確なデータ確保等の観点から、GPSやビッグデータ、GIS（作物統計調査（耕地面積調査）で導入している衛星画像（航空写真）情報）を活用する余地はないか。
- 3 報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

【経営台帳（個別経営体用）】

シ 調査客体概況 - 米生産費統計関連項目②

米の生産調整実施状況について、飼料用米作付状況に限定して把握し、また、水稻裏作作付面積及び包装した玄米数量を把握する調査事項を削除する。

なお、「経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））」においても変更案と同様の調査事項を新設する。

変更案

ウ 飼料用米作付状況

飼料用米作付面積	a
----------	---

現行

ウ 生産調整実施状況		エ 水稻裏作作付面積		オ 包装した玄米数量
転作作物等 (作物名を記入)	実施面積	裏作作物等 (作物名を記入)	作付面積	麻袋、紙袋等で梱包 した玄米数量を記入
	a		a	
調整水田等		裏作休耕		kg

【経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））における同様の調査事項】

「調査客体概要」中「（5）米生産費統計関連項目」（【別添3】参照〔41ページ〕）

(審査状況)

本調査事項のうち、米の生産調整実施状況及び水稻裏作作付面積は、調査対象である個別経営体における耕地の有効利用度を測る指標として把握しているものであるが、営農類型別経営統計においても土地の利用状況を把握している^(注)として削除するものである。ただし、米の生産調整実施状況については、飼料用米作付面積に限定して把握するものである。

また、包装した玄米数量については、米の流通経費における包装荷造費を把握する際の参考情報として把握しているものであり、米の生産費に直接関係する事項ではないことから、削除するものである。

これらについては、報告者負担の軽減の観点からみて、おおむね適当であると考えるが、利活用の観点からみて、当該事項の削除や追加は妥当か検討する必要がある。

(注)「経営台帳(個別経営体用)」中、「10 調査客体概要 (1) 営農類型別関連項目」において、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付面積及び生産量を把握している。

(論点)

- 1 米の生産調整実施状況及び水稲裏作作付面積については、具体的にどのような分析を行い、利活用していたのか。当該事項の削除による利活用等の面で支障はないのか。
- 2 米の生産調整実施状況については、飼料用米作付面積に限定して把握することとしているが、どのような分析を行い、利活用することを想定しているのか。また、どのような統計表を作成しようと考えているのか。
- 3 包装した玄米数量については、どのように利活用していたのか。削除することによる利活用面での支障はないか。

【経営台帳(個別経営体用)】

ス 調査客体概況 - 米生産費統計関連項目③

飼料用米作付状況及び「移植」・「直まき」別作付面積を把握する調査事項を追加する。
 なお、「経営台帳(組織法人経営体(農産物生産費統計用))」においても同様の調査事項を新設する。

変更案

現行

工 「移植」・「直まき」別作付面積 (新設)

工 「移植」・「直まき」別作付面積		作付面積
移 植		a
直 ま き		b

【経営台帳(組織法人経営体(農産物生産費統計用))における同様の調査事項】
 「調査客体概要」中「(5) 米生産費統計関連項目」(【別添3】参照[41ページ])

(審査状況)

本調査事項は、前記サと同様に「日本再興戦略」(中短期工程表)において、米の生産コストに係る成果目標が掲げられたことから、この達成に向けて進捗状況を評価し、実効性のある対策を講じるために生産コストの要因を詳細に把握する必要があるとして、移植及び直まき別に米の作付面積を把握する事項を新たに追加するものであり、おおむね適当であると考えが、把握可能性や利活用の観点から、当該事項追加の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 「移植」及び「直まき」とはそれぞれどのようなものか。また、生産コストの分析の観点から、両者に具体的にどのような違いがあるのか。
- 2 本調査事項については、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用することを想定しているのか。また、どのような統計表を作成しようと考えているのか。
- 3 本調査事項について、報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか(記入注意を付すこと等により、正確な回答の確保を図る必要はないか。記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい)。

セ 調査客体概況 - 麦類・大豆・畑作物生産費統計

生産調整実施状況（自作地及び借入地別の生産調整実施面積）を把握する調査事項を削除する。

変更案

現 行

(削除)

ア 生産調整実施状況

実施面積	
自作地	a
借入地	

記入注意：調査作物の作付実面積のうち生産調整に係る面積を、自作地借入地別に記入してください。

(審査状況)

本調査事項は、調査対象経営体における耕地の有効利用度を測る指標として把握しているものであるが、営農類型別経営統計においても土地の利用状況を把握している^(注)ことから、報告者負担の軽減を図るため削除するものであり、おおむね適当であると考えが、利活用等の観点から、当該調査事項の削除が妥当か検討する必要がある。

(注)「経営台帳（個別経営体用）」中、「10 調査客体概要 (1) 営農類型別関連項目」において、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付面積及び生産量を把握している。

(論点)

- 1 本調査事項については、麦類・大豆・畑作物に係る耕地の有効利用度を測る指標との関係で、具体的にどのような分析を行い、どのように利活用していたのか。
- 2 営農類型別経営統計では、生産調整実施状況を把握していない中、耕地の有効利用度を測るに当たって、本調査事項を削除することによる支障はないか。

ソ 調査客体概況 - 牛乳生産費統計関連項目

搾牛乳の概要（乳房炎期間、分べん間隔及び乾乳期間別の頭数及び1頭当たり平均期間）を把握する調査事項を削除する。

変更案

現 行

(削除)

イ 搾乳牛の概要

	関係頭数	1頭当たり平均期間
乳房炎期間	頭	日
分べん間隔	頭	月
乾乳期間	頭	日

記入注意：それぞれに関係した搾乳牛の延べ頭数と、該当する搾乳牛1頭当たりの平均期間を記入してください。

(審査状況)

本調査事項は、搾乳量の把握に際して補足的に把握しているものであり、牛乳生産費統計の

作成に直接利用しているものではないことから、調査対象の個別経営体の負担軽減を図る観点から削除するものであり、おおむね適当であると考えるが、利活用等の観点から、当該調査事項の削除の妥当性等について確認する必要がある。

(論点)

- ・ 本調査事項は、牛乳生産費の把握に当たり、これまでどのように利活用していたのか。本調査事項を削除することによる利活用等の面での支障はないか。

【経営台帳（個別経営体用）】

タ 調査客体概況 - 肥育豚生産費統計関連項目
繁殖用豚（繁殖雌豚及び種雄豚）の品種別頭数を把握する調査事項を削除する。

変更案

(削除)

現 行

ア 繁殖用豚の品種別頭数

	繁殖雌豚	種雄豚
ランドレース	頭	頭
ヨークシャー		
パークシャー		
デュロック		
雑 種		
L W		
そ の 他		

(審査状況)

本調査事項は、繁殖用豚の品種別頭数と他の調査事項とのクロス集計を行うために把握しているものであるが、把握ニーズが低下したため削除するものである。

これについては、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えるが、利活用の観点から、当該調査事項の削除の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- ・ 繁殖用豚の品種別頭数と他の調査事項については、どのような統計表を作成し、その結果をどのように利活用していたのか。把握ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。本調査事項を削除することにより利活用等の面で支障はないか。

(4) 報告を求めために用いる方法の変更

これまで、地方農政局等の職員又は統計調査員が調査票（現金出納帳、作業日誌）を回収する場合、数か月に一度、年4回を超えない範囲で調査対象者を訪問して回収することとしていたが、平成27年度からの調査員調査の導入に伴い、調査対象者との信頼関係を醸成する必要があることから、年4回に限定せずに訪問・回収が行えるよう変更する。

(審査状況)

本調査は報告者である調査対象者に対して、5年間継続して報告を求めていることから、報告者との信頼関係を醸成するため、調査員による訪問回数の上限を廃止することとしている。

これについては、調査対象者との信頼関係の醸成を図ることが調査の円滑な実施に資すると考えられることから、おおむね適当であると考えるが、今回、平成27年度に調査員調査を導入して以来、初めて調査対象を入れ替えることになるため、回収率の維持・向上等の観点から、調査方法の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 各調査票について、過去5年間の全体及び調査方法（職員、調査員、郵送、オンライン等）別の回収数・回収率はどのようになっているか。
- 2 本調査は平成27年度から調査員調査を導入し、現在、職員調査や調査員調査、オンライン調査等により実施しているが、調査の効率性や回収率等について、調査実施者としてどのように評価しているのか。調査の効率的な実施等の観点から、講じている又は講ずる予定の方策はあるか（後記「2 その他」＜オンライン調査の推進について＞とも関連）。
- 3 本調査に従事している調査員の人数はどのくらいか。また、調査員は、通常どのくらいの報告者数（個人経営体及び組織法人経営体）を担当しているのか。訪問回数の変更により、調査対象者との信頼関係の醸成のほか、どのようなメリットがあると考えているか（調査票の回収数や回収率の向上等）。さらに、訪問回数の増加により、報告者が調査に対する忌避感を抱くおそれや、調査員手当などの経費の増加などが懸念されるが、訪問回数の変更による支障はないか。

(5) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の変更等に伴う所要の変更を行うとともに、一部の集計事項について、廃止等を行う。

(審査状況)

統計ニーズ等を踏まえ、調査票の新設・廃止、調査事項の追加・削除等を行うことに伴い、調査結果として作成される集計事項の追加・削除等を行う。

また、標本設計の変更に伴い、代表性の担保が困難となる集計事項について、廃止又は地域別表章を主要な農業地域等に限定するなどの見直しを行う。

追加・変更される集計事項については、政策ニーズを始めとした統計利用者のニーズに広く応えようとするものであることから、おおむね適当であると考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について、統計の有用性の向上等の観点から検討する必要がある。

一方、廃止等される集計事項については、統計ニーズ等の低下を踏まえたものであることからやむを得ないものと考えるが、廃止等による支障がないか検討する必要がある。

(論点)

- 1 調査票の廃止・新設、調査事項の変更等に伴い、変更等を行うこととしている集計表の表章（統計表の様式）はどのようなものか。
- 2 集計事項については、調査結果の利活用、統計ニーズ等の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

(6) 公表時期の変更

以下のとおり、一部の統計について公表時期を変更する。

統計	公表時期	
	新	旧
営農類型別経営統計		
個別経営体	翌年10月	翌年7月
組織法人経営体	翌年10月	翌年10月
任意組織経営体	(削除)	翌年10月
農畜産物生産費統計(個別経営体)		
米	翌年10月	翌年7月
てんさい	翌年7月	翌年7月
そば	翌年8月	翌年8月
大豆		
原料用ばれいしょ 原料用かんしょ さとうきび	翌年8月	翌年10月
牛乳 去勢若齢肥育牛 乳用雄肥育牛 交雑種肥育牛 子牛 乳用雄育成牛 交雑種育成牛 肥育豚	翌年10月	翌年10月
小麦 二条大麦 六条大麦 はだか麦 なたね	翌年6月	翌年6月
農産物生産費統計(組織法人経営体)		
米	翌年10月	(新設)
小麦	翌年6月	(新設)
大豆	翌年8月	(新設)

(審査状況)

原料用ばれいしょ、原料用かんしょ及びさとうきびの生産費統計については、甘味資源等の交付金単価算定の基礎資料として活用されており、更なる活用に資するため、公表時期を調査実施年の翌年10月から翌年8月に早期化することとしている。

一方、個別経営体に係る営農類型別経営統計及び米の生産費統計については、従前、食料・農業・農村政策審議会(主要食糧分科会)における米政府買入価格算定の資料とするため、調査実施年の翌年7月までに公表することとしていたが、平成16年産米から政府買入は入札を基本とした方式に変更され、翌年7月までに公表する必要性が低下していることから、公表時期を翌年10月に変更することとしている。

また、新たに追加する組織法人経営体に係る生産費統計については、各品目について、個別経営体に係る生産費統計の公表時期にあわせて公表することとしている。

これらについては、利活用状況の変化に応じて見直すものであるが、一部の統計表については公表時期を遅らせる計画であることから、統計ニーズや統計利用者の利便性の観点から、その妥当性等について検討する必要がある。

なお、任意組織経営体に係る営農類型別経営統計は、今回調査から調査対象の属性的範囲から削除することを踏まえ、公表時期を掲載した一覧表から削除することとしている。

(論点)

- 1 本調査の各統計について、過去5年分の公表実績はどのようになっているのか。また、公表に遅延が見られる場合には、その理由及び今後の対応方針について説明願いたい（米政府買入価格算定の廃止に伴う公表時期の変更を今回調査から実施するに至った事情等を含む。）。
- 2 公表時期の変更は、統計ニーズや統計利用者の利便性等の観点から支障はないか。

2 その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、職員、調査員、郵送及びオンラインによる原則自計報告で実施されているが、第Ⅱ期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を（中略）導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

(審査結果)

オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、本調査においては、今回、母集団情報の更新に伴う標本抽出（標本の入れ替え）、組織法人経営体を対象とする新たな調査票（経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））の新設等を行うこととしており、第Ⅱ期基本計画における指摘事項をも踏まえ、オンライン調査の推進にこれまで以上に取り組むことが求められているものと考ええる。

このような中で、本調査では平成24年度からオンライン調査を導入しており、今回、オンラインによる回収率を確認するとともに、向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 本調査におけるオンライン調査の実施内容、最近（5か年度）の調査票のオンラインによる回収状況（回収率、オンライン利用率等）はどのようになっているか。これについてどのように評価しているか。
- 2 本調査において、オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。その効果などはどうだったのか。また、現行の状況を踏まえ、オンラインを利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

●第Ⅱ期基本計画の記述に基づき、次の2つの視点から確認を行う。

(1) 公的統計の品質評価の要素

基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況については、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成 22 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ、23 年 4 月 8 日改定)を参考に確認

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」 別紙 3 公的統計の品質評価事項 (左列が主要要素、右列が補足的要素)

ニーズ適合性

- ・統計作成の必要性はあるか
- ・利用者のニーズを把握するための措置を講じているか
- ・把握したニーズを適切に反映しているか
- ・調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか
- ・社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか

正確性

- ・統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か
- ・統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか
- ・使用している統計基準や用語の定義は適切か
- ・調査系統の設定は適切か

適時性

- ・公表予定期日は統計の目的に照らして適切か
- ・公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか
- ・公表が公表予定期日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか

解釈可能性・明確性

- ・対象母集団、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか
- ・使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか
- ・作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか
- ・作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか

信頼性

- ・標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか
- ・統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか
- ・公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保護のために講じている措置の内容を公表しているか
- ・調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適切か
- ・調査票情報の管理は適切に行われているか
- ・統計の中立性は確保されているか

整合性・比較可能性

- ・使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か
- ・統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か
- ・過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か

アクセス可能性

- ・公表時期と利用者への周知時期（e-Stat 等への掲載時期）にタイムラグがないか
- ・アクセス可能な情報の一覧が公開されているか
- ・利用者の照会窓口を設置しているか
- ・二次的利用の推進を図っているか

効率性

- ・同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか
- ・他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか
- ・被調査者の負担に配慮しているか

(2) 基幹統計の法定要件

基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況については、統計法の要件を確認

- (1) 統計法第 2 条第 4 項第 3 号の 3 要件を確認
- (2) 基幹統計（基幹統計調査）には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、一定の規律が定められているが、これらの規律を課すにふさわしいかを確認
- (3) 特に、統計法施行時にはこれらの要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてなおかつ満たしているか、改めて確認

牛乳乳製品統計調査 各調査票における調査事項の変更

1 基礎調査票

変更案

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー		バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位：kg)
				うち、タンパク質含有量25%未満	うち、タンパク質含有量25～45%				うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月～12月)												
在庫量(合計)(12月31日現在)												
在庫量(国産)(12月31日現在)												
在庫量(輸入)(12月31日現在)												

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

現行

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在） 単位：kg

区分	粉乳			バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位：kg)
	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳				うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月～12月)										
在庫量(12月31日現在)										

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

2 月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）

変更案

5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー		バター	クリーム	チーズ	れん乳		乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位：kg)
				うち、タンパク質含有量25%未満	うち、タンパク質含有量25～45%				うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	
生産量											
在庫量(合計)											
在庫量(国産)											
在庫量(輸入)											

注：月末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

現行

5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	チーズ	れん乳		乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位：kg)
							うち、直接消費用ナチュラルチーズ	脱脂加糖れん乳	
生産量									
在庫量									

注：月末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

3 月別調査票（本社用）

変更案

乳製品の月末在庫量（キログラム単位で記入してください。）

単位：kg

区 分	全粉乳					脱脂粉乳					バター				
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
在庫量（合計）	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
在庫量（国産）	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
在庫量（輸入）	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：

区 分	ホエイパウダー										バター				
	うち、タンパク質含有量25%未満					うち、タンパク質含有量25～45%									
在庫量（合計）	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
在庫量（国産）	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
在庫量（輸入）	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：

注： 月末現在で、倉庫に在庫として存在している乳製品の実数量を記入してください。
帳簿上の動きではなく、実際の荷動きについて記入してください。

現 行

乳製品の月末在庫量（キログラム単位で記入してください。）

単位：kg

区 分	粉 乳										バ タ ー				
	全粉乳					脱脂粉乳									
在庫量	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：

注： 月末現在で、倉庫に在庫として存在している乳製品の実数量を記入してください。
帳簿上の動きではなく、実際の荷動きについて記入してください。

農業経営統計調査 新設調査票 経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）

1 土地

組織法人経営体における農産物の生産費を把握するに当たり、経営体の「土地の所有・借入状況」を把握する事項を新設する。

変更案（新設）

1 土地

組織で所有する土地及び借り入れている土地について、調査始め時点の状況が記入されています。記入事項をご確認いただき、調査期間の期末の状況へ修正してください。

種類 (1つに○)	地目 (地目コードを参照して記入)	ほ場名・地番	土地台帳面積 又は 総面積	該当生産費品目の			備考
				土地台帳面積 又は 総面積	作付実面積 又は 使用面積	地代に 対する 負担割合	
所有地							
借入地							
構成員							
構成員以外							

地目コード

田	11
普通畑	21
樹園地（果樹園、茶園、桑園、その他の園地）	29
牧草地	31
耕地以外の土地（事務所、畜舎、鶏舎、屋外飼育場、その他建物敷地、採草地、放牧地、運動場、山林、土地権利、その他の土地）	65

記入注意： 1 種類のうち「所有地」は、組織法人で所有する土地について記入してください。「借入地」は、「構成員からの借入地」、「構成員以外からの借入地」別に記入してください。また、該当する種類に○をしてください。
 2 「土地台帳面積又は総面積」欄は、作付地においては土地台帳面積を、作付地以外の土地においては総面積（建物だけでなく、敷地面積も含める。）を記入してください。
 3 該当生産費品目の「地代に対する負担割合」欄は、当該土地から産出された粗収益合計に対する生産費品目の粗収益の割合を記入してください。

(参考) 経営台帳（個別経営体用）における土地の把握状況

2 土地

(1)の総括表には、お宅で所有する土地について、調査始め時点の状況が記入されています。記入事項をご確認いただき、変更がありましたら修正するとともに、(2)の異動表に異動状況を記入してください。

(1) 総括表

種類 (1つに○)	地目 (地目コードを参照して記入)	ほ場名・地番	土地台帳面積 又は 総面積	営農類型別統計（個別経営）のみ記入					生産費統計のみ記入			備考	
				課税評価額	負担割合			家計	該当生産費品目の				
					農業計	関与者 農業生産 関連事業 計	関与者 農外事業 計		土地台帳面積 又は 総面積	作付実面積 又は 使用面積	地代に 対する 負担割合		
自営 期間 借地													
預付 借地													

記入注意： 1 「土地台帳面積又は総面積」欄は、作付地においては土地台帳面積を、作付地以外の土地においては総面積（建物だけでなく、敷地面積も含める。）を記入してください。
 2 「課税評価額」欄は、借地を除く土地について、市町村の固定資産課税台帳より転記してください。
 3 生産費のみ記入の「地代に対する負担割合」欄は、当該土地から産出された粗収益合計に対する生産費品目の粗収益の割合を記入してください。

地目コード

田(採草地以外)	11	牧草地	31	放牧地(他)	53
田(採草地)	18	住宅	41	放牧地(その他)	54
普通畑	21	畜舎	42	運動場(他)	55
果樹園	22	鶏舎	43	運動場(その他)	56
茶園	23	屋外飼育場	44	山林	61
桑園	24	その他建物敷地	49	土地権利	64
その他の園地	29	採草地	52	その他の土地	65

(参考) なたね、そば等生産費調査における組織法人経営体の土地の把握状況

(5) 経営土地

地目	所有地		借入地			備考
	組織法人所有地	構成員からの借入地	構成員以外からの借入地	計		
耕地	田	a	a	a	a	
	畑					
	普通畑					
	その他耕地					
小計						
耕地以外						
計						

注：アミ目欄は、システムにおいて自動計算されるため、記入する必要はない。（以下、同じ。）

6 作付地（使用地）及び地代

(1) 作付地面積及び地代

区分1	区分2	ほ場名及び番	作付実面積	土地台帳面積	地代小作料又は類地小作料	調査作目負担割合	調査作目地代	備考
自作地	田畑		a	a	円	%	円	
	1 2							
	1 2							
	1 2							
	1 2							
	1 2							
	1 2							
	1 2							
	1 2							
	1 2							

(記入注意)

- この表には、調査作目の作付に使用した土地について、自作地、小作地別に記入する。
- 作付実面積は、調査作目を作付した面積をアール単位で小数点以下第1位まで記入する。
- 「地代小作料又は類地小作料」欄には、自作地の場合は作付実面積に対する見課地代を、小作地の場合は実際の支払小作料を記入する。なお、実際の小作料が不明な場合は、自作地と同様に見課地代を記入する。
その際、作付地などで1年を通して作付していれば、その土地全体の見課額を記入するが、年間に調査作目以外の作物を作付（栽培）した場合には調査作目が負担すべき割合を乗じて調査作目負担地代を算出する。なお、調査作目負担割合は小数点以下第1位まで記入する。

6 作付地（使用地）及び地代（つづき）

(2) 作付地以外の使用地及び地代

区分	ほ場・建物名	使用面積	総面積	地代、賃借料又は類地賃借料	調査作目負担割合	調査作目地代	備考
		(1)		(2)	(3)	(4)=(2)×(3)	
所有地		a	a	円	%	円	
小計							

(記入注意)

- この表には、調査作目の、生産に使用した農機具・資材、収穫物の保管に使用した建物敷地について、所有地、借入地別に記入する。
- 使用面積は、調査作目のために使用した面積をアール単位で小数点以下第1位まで記入する。
- 「地代、賃借料又は類地賃借料」欄には、所有地の場合は使用面積に対する見課地代を、借入地の場合は実際の支払賃借料を記入する。なお、実際の賃借料が不明な場合は、所有地と同様に見課地代を記入する。
その際、建物敷地などで1年を通して使用していれば、その土地全体の見課額を記入するが、年間に調査作目以外の作目のために使用した場合には調査作目が負担すべき部分を見積もって記入する。
- 「調査作目負担割合」欄は、建物敷地の場合は、建物賃借費に記入されている調査作目が負担すべき割合を記入するものとし、小数点以下第1位まで記入する。

2 建物及び自動車・農機具

組織法人経営体における農産物の生産費を把握するに当たり、経営体の「建物及び自動車・農機具の保有状況」を把握する事項を新設する。

変更案（新設）

2 建物及び自動車・農機具

(1)の総括表には、昨年生産費品目に利用した建物及び自動車・農機具について、調査始め時点の状況が記入されています。記入事項をご確認いただき、変更がありましたら修正するとともに、(2)の異動表に異動状況を記入してください。

(1) 総括表

種類 〔具体的に記入〕	構造 (型式)	新古区分		取得年月		取得価額 千円	調査始め延べ面積 (台数)	該当生産費 調査期間 負担割合 %	備考
		新	古	年	月				

記入注意：1 「新古区分」欄は、購入時に新品のものは「新」、中古のものは「古」に○を記入してください。
2 「調査始め延べ面積（台数）」欄は、建物にあっては延べ面積を、自動車・農機具にあっては台数を記入してください。
なお、共有している場合は、組織の持分を記入してください。

(2) 異動表

異動事由 〔異動事由コード を参照して記入〕	異動年月 年 月	種類	構造 (型式)	異動延べ面積 (台数)	
					千円

〔備考〕

異動事由コード (建物)	
新築等	01
中古購入	02
取り壊し	03
部分取り壊し	04
資産分割による増価	07
売却	08
災害	09
復旧	10
資産分割による減価	11

異動事由コード (自動車・農機具)	
新品購入	01
中古購入	02
資産分割による増価	04
売却	05
災害等	06
資産分割による減価	07

記入注意：1 「異動事由」欄は、右の異動事由コードを参照して該当する番号を記入してください。
2 「種類」欄は、建物、自動車・農機具の名称を具体的に記入してください。
3 「構造（型式）」欄は、「建物・構築物」にあっては木造、鉄骨などの構造を、「自動車・農機具」にあっては30馬力（トラクターの例）、5条植（田植機の例）などの型式を具体的に記入してください。

(参考) 経営台帳（個別経営体用）における建物及び構築物の把握状況

3 建物及び自動車・農機具

(1)の総括表には、お宅で所有する建物及び自動車・農機具について、調査始め時点の状況が記入されています。記入事項をご確認いただき、変更がありましたら修正するとともに、(2)の異動表に異動状況を記入してください。

(1) 総括表

種類 〔具体的に記入〕	構造 (型式)	新古区分		取得年月		取得価額 千円	年(調査)始め延べ面積 (台数)	営農類型別統計のみ記入										生産費統計のみ記入		
		新	古	年	月			農業、農外、家計の負担割合 (原則、取得年(新規客体は開始年)に配賦)					部門別の負担割合 (使用割合により配賦)					該当生産費 調査期間 負担割合	飼料作物 の対家畜 負担割合	
								農業					家計							
													農外							家計
					農		関与者		関与者以外											
					農業生産関連事業		農外事業													
					①		②		①		②									
					%		%		%											

記入注意：1 「新古区分」欄は、購入時に新品のものは「新」、中古のものは「古」に○を記入してください。
2 「年(調査)始め延べ面積(台数)」欄は、建物にあっては延べ面積を、自動車・農機具にあっては台数を記入してください。
なお、共有している場合は、調査客体の持分を記入してください。

(2) 異動表

異動事由 〔異動事由コード を参照して記入〕	異動年月 年 月	種類	構造 (型式)	異動延べ面積 (台数)	
					千円

〔備考〕

異動事由コード (建物)	
新築等	01
中古購入	02
取り壊し	03
部分取り壊し	04
資産分割による増価	07
売却	08
災害	09
復旧	10
資産分割による減価	11

異動事由コード (自動車・農機具)	
新品購入	01
中古購入	02
資産分割による増価	04
売却	05
災害等	06
資産分割による減価	07

記入注意：1 「異動事由」欄は、右の異動事由コードを参照して該当する番号を記入してください。
2 「種類」欄は、建物、自動車・農機具の名称を具体的に記入してください。
3 「構造（型式）」欄は、「建物・構築物」にあっては木造、鉄骨などの構造を、「自動車・農機具」にあっては30馬力（トラクターの例）、5条植（田植機の例）などの型式を具体的に記入してください。

(参考) たたね、そば等生産費調査における組織法人経営体の建物及び構築物の把握状況（自動車及び農機具も同様の調査事項）

2 固定資本の装備状況及び減価償却費

(1) 建物及び構築物（土地改良設備を含む）

建物及び構築物名	建物等番号	種類コード	構造コード	新品・中古区分	耐用年数 (中古資産に限る)	取得年月 (西暦)		取得価額 円	廃棄・売却		調査作目負担割合 %	備考
						原簿等発生年月 (西暦)	売却価額 円					
					年	年	月		年	月		

- (記入注意)
- 1 調査作目に使用した建物及び構築物について記入する。
 - 2 補助金を受けて購入又は設備した場合は、取得価額から補助金を差し引いた価額を「取得価額」欄に記入する。
 - 3 共有している資産については、当該調査客体の持ち分の「取得価額」を記入する。
 - 4 アミ目欄はシステム入力上の整理のための欄である。なお、「建物等番号」欄は3桁の通し番号とし、同一の番号が存在しないように記入する。また、「種類コード」及び「構造コード」欄は、調査簿使用コード一覧表を参考に記入する。
 - 5 「耐用年数（中古資産に限る）」欄は、中古資産の取得した時点において見積もった年数を記入する。
 - 6 調査作目負担割合は、調査作目の専有面積等によるものとし、小数点以下第1位まで記入する。

3 借入金

組織法人経営体における農産物の生産費を把握するに当たり、経営体の「借入状況」を把握する事項を新設する。

変更案（新設）

3 借入金

この表には、組織の借入金などについて、調査始め時点の未償還残高が記入されています。記入事項をご確認いただき調査末時点の借入状況について記入してください。

資金名	調査始 未償還 残 高	該当生産費 品目の 負担割合	調査末 未償還 残 高	該当生産費 品目の 負担割合	備 考
	千円	%	千円	%	

記入注意：該当生産費品目の生産に係る借入金について、調査期間内に借り入れた借入金についても追加して記入してください。

(参考) 経営台帳（個別経営体用）における借入金の把握状況

※ 「買掛未払金」については営農類型別経営統計のための調査項目であり、生産費統計のための調査項目は「借入金」のみである。

この表には、農業経営に関与しているご家族の借入金（長期、短期別）などについて、年始め時点の現在高が記入されています。年末時点の借入状況について記入してください。

(2) 借入金及び買掛未払金（営農類型別統計及び生産費統計用）

区分	名 称	年（調査） 現 在 高	負 担 割 合								年（調査） 現 在 高	負 担 割 合								備 考
			経営						該 当 生 産 費	経営							該 当 生 産 費			
				農業	部門 1	部門 2	部門 3	部門 4				部門 5	農業	部門 1	部門 2	部門 3		部門 4	部門 5	
借入金		千円	%	%	%	%	%	%	%	千円	%	%	%	%	%	%	%			
買未 払 掛 金																				

記入注意：1 借入金は、農業経営に関与している世帯員が借り入れているものについて、短期（返済期間が1年以内）・長期（返済期間が1年以上）別に分かるように「名称」欄に記入してください。
2 買掛未払金は、営農類型別統計を作成する調査客体において、農業経営に関与している世帯員の経営によって発生した未払金を種類別に記入してください。

(参考) なたね、そば等生産費調査における組織法人経営体の借入金の把握状況

5 借入金及び支払利子額

資 金 名	調 査 開 始 時 未 償 還 残 高 (1)	調 査 終 了 時 未 償 還 残 高 (2)	支 払 利 子 額 (3)	調 査 作 目 負 担 割 合 (4)	調 査 作 目 負 担 分			備 考
					調 査 開 始 時 未 償 還 残 高 (5)=(1)×(4)	調 査 終 了 時 未 償 還 残 高 (6)=(2)×(4)	支 払 利 子 額 (7)=(3)×(4)	
	円	円	円	%	円	円	円	
計								

(記入注意)

- 1 調査経営体及び関係機関からの聞き取り又は実査によって取りまとめる。
- 2 調査開始時及び調査終了時に調査作目の生産に関係のある借入金について記入するが、調査期間内に借り入れた借入金についても同様に記入する。
- 3 「支払利子額」は、調査期間1か年間(調査終了前1年間)に支払った利子額を記入する。
- 4 「調査作目負担割合」欄は、調査作目が負担すべき割合を記入するものとし、小数点以下第1位まで記入する。

4 調査客体概況

組織法人経営体における農産物の生産費を把握するに当たり、経営体の「主要指標及び作柄」、「構成員数等」、「設立年次等」、「調査作物の受託状況別面積」及び「米生産費統計関連項目」を把握する事項を新設する。

変更案（新設）

4 調査客体概況

この頁の表には、組織の昨年の生産状況などが記入してありますので、参考にしていただき本年の状況を記入してください。

(1) 主要指標及び作柄

認定業者制度の認定を受けていますか。(該当を○で囲む)	受けている	受けていない
米の販売金額は農産物販売金額のうち1位ですか。(米生産費のみ、該当を○で囲む)	1位である	1位でない
10a 当たり年取量(単収を記入する)	kg	

10a 当たり年取量とは

過去5か年の10a 当たり取量のうち最高、最低を除く3か年の平均取量を記入してください。

(2) 構成員数等

構 成 員	人
農 業 年 雇	人
構 成 農 家 世 帯 数	戸

(3) 設立年次等

設立年次は何年ですか。	年
法人化年次は何年ですか。	年
株式会社、有限会社になった年次は何年ですか。	年
組織は集落営農ですか。(該当を○で囲む)	集落営農 集落営農以外

(4) 調査作物の受託状況別面積

受託（請け負い）	
作業名 (具体的に記入)	面積
	a

記入注意:

- 育苗、乾燥・調製など数量単位で精算される場合は、その見積もり面積を記入してください。
- 耕うん・整地、防除など同一ほ場を複数にわたって受託した場合は、その実面積を記入してください。
- 全作業を受託する場合、「作業名」欄に全作業と記入してください。

(5) 米生産費統計関連項目

ア 田の概況

田の団地数	団地
区画整理済面積割合	%

イ ほ場枚数及び面積等

区画規模	ほ場枚数
a	枚
ほ場間の距離	m
団地への平均距離	m

記入注意:

- 区画規模別のほ場枚数を記入してください。
- 区画規模は「30a」など具体的に記入してください。

ウ 飼料用米作付状況

飼料用米作付面積	a
----------	---

エ 「移植」・「直まき」別作付面積

	作付面積
移	a
直まき	

(参考) なたね、そば等生産費調査における組織法人経営体の「調査作物の作柄」、「構成員数等」及び「農作業受託面積」の把握状況

(2) 調査作物の作柄

区 分	数値 (kg)	備 考
10a 当たりの年取量		

注: 直近5か年の10a 当たり取量のうち最高・最低の各1年を除く3か年の平均取量を記入する。

1 調査経営体概況及び経営概況 (つづき)

(3) 構成員数等

区 分	計	備 考
構 成 員	人	
農 業 年 雇		

(4) 農作業受託面積の状況

区 分	受 託 面 積	備 考
耕 う ん ・ 整 地	a	
は 種 ・ 育 苗		
田 植		
防 除		
刈 取 ・ 脱 穀		
乾 燥 ・ 調 製		

注: 受託面積については、実面積を記入する。

経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）の変更

<指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更>

(ア) 貸借対照表 - 建物・構築物及び自動車・農機具

組織法人経営体が保有する建物・構築物及び自動車・農機具に係る部門別負担割合を把握するための調査事項を削除する。

変更案

イ 建物・構築物及び自動車・農機具

種類	型式 (構造)	区分	期首		減価償却額		期末		農業、農業生産関連及びその他事業の負担割合 (原則、取得年(新規調査組織は調査開始年)に配賦)			
			台数 (延べ面積)	現在価	普通	特別	台数 (延べ面積)	現在価	農業事業	農業生産関連事業		その他
										①	②	
		計		円	円	円		円	%	%	%	%
		生産原価										
		販売及び一般管理										
		計										
		生産原価										
		販売及び一般管理										
		計										
		生産原価										
		販売及び一般管理										

記入注意：「種類」欄は、住宅、プラスチックハウス、自動車、トラクターなどの種類を記入し、「型式（構造）」欄は、住宅などの構造（木造瓦、鉄骨組など）、トラクターなどの型式（30馬力など）を記入してください。

現行

イ 建物・構築物及び自動車・農機具

種類	型式 (構造)	区分	期首		減価償却額		期末		農業、農業生産関連及びその他事業の負担割合 (原則、取得年(新規調査組織は調査開始年)に配賦)			部門別の負担割合 (使用割合により配賦) (農業=100)				
			台数 (延べ面積)	現在価	普通	特別	台数 (延べ面積)	現在価	農業事業	農業生産関連事業		その他	部門1	部門2	部門3	部門4
										①	②		%	%	%	%
		計		円	円	円		円	%	%	%	%	%	%	%	
		生産原価														
		販売及び一般管理														
		計														
		生産原価														
		販売及び一般管理														
		計														
		生産原価														
		販売及び一般管理														

記入注意：「種類」欄は、住宅、プラスチックハウス、自動車、トラクターなどの種類を記入し、「型式（構造）」欄は、住宅などの構造（木造瓦、鉄骨組など）、トラクターなどの型式（30馬力など）を記入してください。

<指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更>

(イ) 貸借対照表 - その他 (無形固定資産も含む)

組織法人経営体が保有するその他の資産 (無形固定資産も含む) に係る部門別 (品目別) 負担割合を把握する調査事項を削除する。

変更案

エ その他 (無形固定資産も含む)

種類	細分等	区分	期首		減価償却額		期末		農業、農業生産関連及びその他事業の負担割合 (原則、取得年(新規調査組織は調査開始年)に配賦)			
			台数 農機具 のみ記入	現在価	普通	特別	台数 農機具 のみ記入	現在価	農業事業	農業生産関連事業		その他
										①	②	
		計	台	円	円	円	台	円	%	%	%	%
		生産原価										
		販売及び一般管理										
		計										
		生産原価										
		販売及び一般管理										

記入注意: 「種類」欄は、事務機器、電気機器などの種類を記入し、「細分等」欄は、パソコン、複写機などの名称を記入してください。

現行

エ その他 (無形固定資産も含む)

種類	細分等	区分	期首		減価償却額		期末		農業、農業生産関連及びその他事業の負担割合 (原則、取得年(新規調査組織は調査開始年)に配賦)				部門別の負担割合 (毎年、使用割合等で配賦) (農業=100)			
			台数 農機具 のみ記入	現在価	普通	特別	台数 農機具 のみ記入	現在価	農業事業	農業生産関連事業		その他	部門1	部門2	部門3	部門4
										①	②		%	%	%	%
		計	台	円	円	円	台	円	%	%	%	%	%	%	%	
		生産原価														
		販売及び一般管理														
		計														
		生産原価														
		販売及び一般管理														

記入注意: 「種類」欄は、事務機器、電気機器などの種類を記入し、「細分等」欄は、パソコン、複写機などの名称を記入してください。

<指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更、貸借対照表における一般的な項目名に合わせるための項目名の変更>

(ウ) 貸借対照表 - 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表

組織法人経営体の貸借対照表における流動資産及び負債の一部科目について、部門別に把握する調査事項を削除し、農業事業全体としてのみ把握する。

また、組織法人経営体の貸借対照表における資本（純資産）の科目名を貸借対照表における一般的な名称に変更する。

変更案

(2) 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表

種類	期末現在価	負担割合	
		農業事業	農業生産関連事業 ・その他の事業
流動資産	現金・預金		
	売掛未収入金		
	有価証券		
	その他の当座資産		
	棚卸資産		
	その他の流動資産		
繰延資産			
負債	買掛未払金		
	流動負債	農協	
		市中銀行	
		その他	
	短期借入金	構成員	
		(短期借入金小計)	
	うち国の制度資金		
	その他の流動負債		
	固定負債	財政・財政資金	
		農協系統資金	
その他			
構成員			
(長期借入金小計)			
うち国の制度資金			
その他の固定負債			
純資産	資本金・出資金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	任意積立金		
	繰越利益剰余金		
	その他の純資産		

現行

(2) 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表

種類	期末現在価	負担割合				
		計	部門 1	部門 2	部門 3	部門 4
流動資産	現金・預金					
	売掛未収入金					
	有価証券					
	その他の当座資産					
	棚卸資産					
	その他の流動資産					
繰延資産						
負債	買掛未払金					
	流動負債	農協				
		市中銀行				
		その他				
	短期借入金	構成員				
		(短期借入金小計)				
	うち国の制度資金					
	その他の流動負債					
	固定負債	財政・財政資金				
		農協系統資金				
その他						
構成員						
(長期借入金小計)						
うち国の制度資金						
その他の固定負債						
資本 (純資産)	資本金・出資金					
	法定準備金					
	任意積立金					
	前期繰越利益					
	当期繰越利益					

<指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更、他の企業統計との比較に資する調査事項の変更>

(エ) 損益計算書 - 科目配賦表 (総括表)

組織法人経営体の損益計算書における事業費用について、部門別に把握する調査事項を削除する。また、事業費用の科目について、「生産現物関連事業費」を「上記以外の関連事業原料費」に、「給料」を「人件費」にそれぞれ名称変更するとともに、人件費の内訳区分として「役員報酬」を追加する。

変更案

(7) 科目配賦表 (総括表)

種類	支出	負担割合			
		農業事業	農業生産関連事業		その他
			①	②	
事業費	期中棚卸増減				
	種苗・苗木費				
	動物費				
	肥料費				
	飼料費				
	農業薬剤費				
	諸材料費				
	修繕費				
	光熱動力費				
	賃借料				
	作業委託料				
	土地改良・水利費				
	租税公課				
	労務費				
	地代				
減価償却費					
費用	上記以外の関連事業原料費				
	その他				
	販売経費				
	荷造運賃手数料				
	市場手数料等				
	人件費				
	役員報酬				
	租税公課				
	負債利息				
	構成員支払分				
	減価償却費				
	その他の管理費				
	農業租収益のうち在庫・動植物増減額				

記入注意: 「減価償却費」の「負担割合」欄は、「貸借対照表」の固定資産細分配賦表で行うので、この表では整理しません。

現行

(7) 科目配賦表 (総括表)

種類	支出	負担割合							
		計	農業事業				農業生産関連事業	その他	
			部門1	部門2	部門3	部門4	①	②	
事業費	期中棚卸増減								
	種苗・苗木費								
	動物費								
	肥料費								
	飼料費								
	農業薬剤費								
	諸材料費								
	修繕費								
	光熱動力費								
	賃借料								
	作業委託料								
	土地改良・水利費								
	租税公課								
	労務費								
	地代								
減価償却費									
費用	生産現物関連事業費								
	その他								
	販売経費								
	荷造運賃手数料								
	市場手数料等								
	給料								
	役員報酬								
	租税公課								
	負債利息								
	構成員支払分								
	減価償却費								
	その他の管理費								
	農業租収益のうち在庫・動植物増減額								

記入注意: 「減価償却費」の「負担割合」欄は、「貸借対照表」の固定資産細分配賦表で行うので、この表では整理しません。

経営台帳（個別経営体用）の変更

＜指定部門の削減・廃止に伴う調査事項の変更＞

(オ) 現物在庫 - 農業生産資材

個別経営体の農業生産資材を把握する調査事項について、記入注意において記入例を示しているが、従前例示していた「稲作部門」は廃止することから、継続して設定する部門を例示するよう変更する。

変更案

(2) 農業生産資材

品 名	該当部門	数 量		備 考
		年始め	年 末	

記入注意：1 「品名」欄は、在庫資材名を具体的に記入してください。
例えば、「肥料」「農薬」などです。

2 「該当部門」欄は、該当資材の用途を具体的に記入してください。
例えば、ばれいしょ作用の肥料であれば「ばれいしょ作」と記入してください。

現 行

(2) 農業生産資材

品 名	該当部門	数 量		備 考
		年始め	年 末	

記入注意：1 「品名」欄は、在庫資材名を具体的に記入してください。
例えば、「肥料」「農薬」などです。

2 「該当部門」欄は、該当資材の用途を具体的に記入してください。
例えば、稲作用の肥料であれば「稲作」と記入してください。

